

包括業務提携契約書

ジャパンシステム株式会社（以下、「甲」という）と一般財団法人 雇用開発センター（以下、「乙」という）は、次の通り包括的に業務提携（以下、「本業務提携」という）につき契約する。

第1条（目的）

甲と乙とは、甲乙相互が発展するために、それぞれの得意分野や経営資源を利用し役務の提供を行うことを目的とし、業務提携するものとする。

なお、本提携業務の詳細については、甲乙協議のうえ、別途書面をもって定める。

第2条（再委託）

甲および乙は、業務の一部を、他の当事者の同意を得ることを条件により、第三者に委託することができる。

第3条（情報の交換）

甲および乙は、本提携業務の遂行に必要な情報を相互に開示するものとする。ただし、法令又は第三者との契約により制限されている場合はこの限りでない。

2 甲および乙は、前項の規定により他の当事者から開示された情報は、本提携業務の目的のみに使用するものとし、その他の目的に使用してはならない。

第4条（知的財産権）

本契約にもとづいて行う個々の業務の過程で発生する知的財産権については、原則として発明または考案した者の所属する企業に帰属するものとする。

2 発明または考案した者が、甲および乙双方に存在する場合は、両当事者の共同出願とする。

3 前二項の場合において、甲および乙が第三者に知的財産権の実施を許諾するとき、事前に甲乙協議のうえ、決定するものとする。

第5条（費用）

甲および乙は、第1条に基づいてそれぞれ自己の分担した提携業務に要する費用を負担する。ただし、本提携業務を遂行するにあたり、いずれかの当事者にとって著しく負担となる費用及び分担の明らかでない費用については、甲乙協議のうえ、別途書面をもって合意するところに従う。

第6条（中間報告）

甲および乙は、本契約の有効期間中、他の当事者に対し、本提携業務の進捗状況について報告を求めることができる。

2 前項の報告についての詳細は、甲乙協議のうえ、別途定める。

第7条（成果の発表）

甲および乙は、本提携業務の成果を外部に発表しようとする場合には、その内容、時期、方法等について、予め文書をもって他の当事者に通知し、書面による同意を得なければならない。

第8条（秘密保持）

甲および乙は、本提携業務の遂行のために他の当事者から開示された資料、情報及び本提携業務の成果並びに本契約に関連して知り得た他の当事者の技術上・経営上の一切の

秘密を、他の当事者の書面による承諾がない限り、第三者に漏洩又は開示してはならない。ただし、以下のものはこの限りでない。

- イ) 他の当事者から知得する以前にすでに所有していたもの。
- ロ) 他の当事者から知得する以前にすでに公知のもの。
- ハ) 他の当事者から知得した後に、自己の責によらない事由により公知とされたもの。
- ニ) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したもの。

第9条（解約）

甲および乙は、本提携業務の目的達成が不可能となった場合には、甲乙協議のうえ、書面をもって合意することにより、本契約を解約することができる。

第10条（損害賠償）

甲及び乙は、自己の責により他の当事者に損害を与えた場合には、現実に発生した通常かつ、直接の損害について上限とし損害を賠償しなければならない。

第11条（紛争解決）

甲及び乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的管轄裁判所とすることを合意する。

第12条（反社会的勢力の排除）

甲乙ともに、本件契約時において、暴力団、暴力団員、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2. 甲乙ともに前項の該当性の判断のために調査を要とした場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

第13条（期間）

本提携期間は、令和5年12月12日から令和6年12月11日までの1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙いずれからも契約終了の意思表示がない場合、本契約は同一条件にて更に1年間自動更新するものとし以後も同様とする。

以上本契約の成立を証として、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。なお、本契約においては、電子データである本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

令和5年12月12日

甲：東京都渋谷区代々木 1-22-1
JRE 代々木一丁目ビル 3階
ジャパンシステム株式会社
取締役 代表執行役社長 齋藤 英明

乙：東京都千代田区永田町 1 丁目 11 番 28 号
合人社東京永田町ビル 5階
一般財団法人 雇用開発センター
代表理事 中道 浩